

周産期搬送体制検証部会の設置について(案)

「周産期医療体制整備計画」（27年度から5年間）に基づく周産期搬送体制を検証し、適切なシステムとするために、東京都周産期医療協議会の下に「周産期搬送体制検証部会（仮称）」を設置する。

東京都周産期医療協議会

【主な所管事項】

- ①周産期医療体制整備計画
- ②周産期医療体制の整備
（周産期母子医療センター整備基準、周産期母子医療センターの指定・認定、搬送体制等）
- ③周産期医療関係者研修
- ④周産期医療体制整備についての調査
- ⑤その他必要事項

【構成】

- ・学識経験者
- ・保健医療機関・団体代表
- ・周産期医療施設代表
- ・行政機関代表
- ・医療を受ける側代表

周産期搬送体制検証部会（仮称）

【所管事項】

- ①周産期搬送システムの検証
- ②母体救命搬送システムの検証
- ③周産期搬送コーディネーターの機能 等

【構成】

- ・スーパー総合周産期センター各診療科代表
（産科、新生児、救急）
- ・周産期医療施設代表
- ・搬送元医療機関・助産所代表
- ・東京消防庁
- ・周産期搬送コーディネーター等 計18名程度

【開催回数】
年3回程度

産科連絡会

【目的】
協議会及び部会等で決定した施策等についての報告・説明・意見聴取等

【構成】

- ・総合・地域周産期母子医療センターの医師
- ・周産期連携病院の医師

【開催回数】
必要に応じ開催

新生児連絡会

【目的】
協議会及び部会等で決定した施策等についての報告・説明・意見聴取等

【構成】

- ・総合・地域周産期母子医療センターの医師
- ・周産期連携病院の医師

【開催回数】
必要に応じ開催

周産期母子医療センター等師長連絡会

【目的】
都の施策についての報告・説明を行い、理解を深めるとともに、各施設の情報共有及び助産師・看護師の資質向上を図る。

【構成】

- 産科部門及び新生児部門の師長又は助産師
- ・総合周産期母子医療センター
- ・地域周産期母子医療センター
- ・周産期連携病院

【開催回数】
年1～2回程度

NICU入院児支援コーディネーター連絡会

【目的】
NICU等の入院児に対し、その状態に応じた望ましい在宅療養等への円滑な移行のため、各施設の取り組みの状況を共有し、地域間の連携を進めるとともに、コーディネーターの資質向上を図る。

【構成】

- NICU入院児等コーディネーター業務に従事する看護師、助産師及びソーシャルワーカー等
- ・総合周産期母子医療センター
- ・地域周産期母子医療センター
- ・周産期連携病院

【開催回数】
年3回程度